

## 国土交通省における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和 6 年 3 月 2 9 日  
令和 7 年 4 月 2 5 日 改訂  
令和 8 年 6 月 5 日 改訂  
国 土 交 通 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 1 8 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和 8 年 3 月 30 日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、国土交通省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

### 1. 太陽光発電の導入目標

#### （1）設置可能性のある建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電設備の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する実施状況調査」（以下「FU 調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能性のある建築物（敷地を含む。）」については、以下のとおり整理する。

建築物：建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能性のある建築物とする。なお、FU 調査における建築物の考え方と同じものとする。

敷地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能性のある敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電設備が設置されている場合や、追加で設置される場合がある（※）。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能性のある建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合は C-判定となる。

上記の考え方による国土交通省の設置可能性のある建築物、敷地の件数とその設置可能容量は下記のとおり。

表 1. 国土交通省における太陽光発電設備の設置可能性がある建築物、敷地の件数と設置可能容量（概算）

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A・B	約530	約215	約745	約15,900	約4,500	約20,400

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※表内各数値は環境省が定めたFU調査の政府実行計画調査実施要領及び記入要領の算定方法に基づき算出したものであり、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値を記載。

※今後、建物及び敷地の詳細な状況及び予算措置状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

※表 1 に記載のポテンシャルに加え、建築物・敷地について、計約 60 件・6500kW の追加のポテンシャルが存在。

## （2）件数ベースでの目標の考え方について（概算）

政府実行計画における目標は、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」こととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

現時点における設置可能性のある建築物、敷地（ポテンシャル）の件数については、（1）の考え方によるものとし、国土交通省における件数ベースの目標は、ポテンシャルの件数の約 50%以上に設置することとする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた 2021 年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

**建築物：**導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光発電設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

**敷地：**建築物 1 件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で 1 件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光発電設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

本計算方法に基づく国土交通省の件数ベースの目標は、約 440 件となる。

表 2. 国土交通省における太陽光発電設備の件数ベースの導入目標（概算）

A, B判定の件数	約745件
C+, C-判定での導入済件数	約135件
導入ポテンシャルの件数	約880件
導入目標件数（ポテンシャルの約50%以上）	約440件

※表内各数値は環境省が定めたFU調査の政府実行計画調査実施要領及び記入要領の算定方法に基づき算出したものであり、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値を記載。

※今後、建物及び敷地の詳細な状況及び予算措置状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

### （3）kW（設備容量）ベースでの目標の考え方について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである6.0GWの推計は、下記のとおり行われている（※）。

- ① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能性のある設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第34回）資料4

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/034\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf))

国土交通省におけるkW（設備容量）ベースでの目標については、1（2）の目標が達成した場合の目標値として、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設を含む、（1）の設置可能性のある建築物、敷地（ポテンシャル）におけるポテンシャルを求める。
- ② ①の全体のポテンシャルの約50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から2021年度までの既設分の設備容量を差し引く。

なお、本目標は、FU 調査の設問のうち、「建築物の屋根や屋上の空きスペースの面積」及び「太陽光発電設備を設置できる敷地の空きスペースの面積（常時用途のない、障害物のないまとまったスペースの面積）」の回答値から簡易的に算出された設置可能容量目安から設定している（面積㎡÷8=設置可能容量目安 kW）。

本計算方法に基づく国土交通省の kW（設備容量）ベースの目標は下記のとおりとなり、約 8,800kW 以上となる。

表 3. 国土交通省における太陽光発電の kW（設備容量）ベースの導入目標値（概算）

判定	建築物	敷地	合計
2021年度までの既設の設備容量[kW]	約1,930	約370	約2,300
A・B判定の合計[kW]	約15,770	約4,130	約19,900
全体のポテンシャル[kW]	約17,700	約4,500	約22,200
全体のポテンシャルの50%[kW]			約11,100
新規設置の目標値			約8,800

※表内各数値は環境省が実施する FU 調査の政府実行計画調査実施要領及び記入要領の算定方法をもとに算出された概算の数値を記載。

## 2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入目標量（概算）

○国土交通省の 2025 年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

- ・ 2025 年度までの件数ベースの導入実績：211 件
- ・ 2025 年度までに導入された設備容量：2,689kW

○2030 年度の目標達成に向けて、2026 年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量の目標については以下のとおりとするが、今後、建物・敷地の詳細な状況及び予算措置状況を踏まえ、太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化を行う。

- ・ 今後の導入目標件数：約 229 件
- ・ 今後の導入目標設備容量：約 8,411kW

### 3. 導入に向けた取組について

2030 年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成する。また、導入場所の候補となる建築物・敷地に関する詳細な調査・検討や予算措置状況を踏まえつつ、具体の導入場所や導入時期、導入量を検討する。

#### (1) 工程表

○2030 年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙）のとおり。

#### (2) 導入候補箇所の調査・検討

- ① 導入ポテンシャルがある建築物・敷地について、設置可能容量や設置可能性及び予算の確保状況等を考慮し、候補の絞り込みを行う。
- ② 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は以下のとおり。
  - A) 基本的には、A 判定の建築物・敷地を候補とする。ただし、建築物において「空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画」で建替や改修予定があるために B 判定となっている場合は、建替えや改修に合わせた太陽光発電の導入を検討する。なお、建替え時の太陽光発電導入においては、建材一体型の太陽電池の導入についても検討する。
  - B) 対象施設が災害時の避難場所となっており、非常用電源が求められる場合は、太陽光発電の導入を優先的に検討する。
  - C) 電力需要が大きい施設から優先的に検討する。系統接続の行いやすさ等、各地域における特徴も踏まえて検討する。
- ③ 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査、検討を順次実施する。
- ④ 確認、検討の基本的な内容は以下のとおり。
  - A) 候補となる建築物・施設に関する各種書類（構造計算書・年間電力需要量データ（30 分値）、単線結線図等）の保有状況を確認する。
  - B) 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
  - C) 設置する場所（屋根・敷地）の状態や屋根の防水工事時期を確認する。
  - D) 経済性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
  - E) 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。
  - F) 初期費用がかからない PPA 方式での導入についても検討する。
  - G) PPA 方式での導入に適していない建築物・敷地については、近隣で PPA 方式での導入に適した建築物・敷地がある場合、共同して PPA 方式で導入を行うことも検討する。
- ⑤ 費用、マンパワー等に関する課題の解消や、導入スピードの加速化のため、PPA 方式

を活用する候補施設の選定や、事業化に向けた検討を環境省と連携して実施する。

### (3) 具体的な太陽光発電の導入について

- ① (1)(2)を踏まえた各年度の導入場所や導入時期、導入量については、太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化を行う中で、今後、検討する。
- ② 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

### (4) その他

- ペロブスカイト太陽電池については、これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への導入が期待されており、今後、技術開発の進展や市場化の動向を踏まえつつ、積極的に導入を進めていく。
- 導入にあたっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユースを検討した上で、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。

## 4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、関係課室の協力を得て、総合政策局環境政策課において行う。なお、本計画における推進体制は、国交省実施計画VI. 国土交通省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検 における推進体制と同様に行うものとする。

## 5. 整備計画の見直しについて

本計画の1. で示したポテンシャルや導入目標は、環境省が定めたFU調査による簡易判定基準に基づくものであり、今後、建物・敷地の状況及び予算措置状況を踏まえ、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3.(2)での導入候補箇所の調査・検討の結果、4.の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

特に、掲載した数値については、FU調査において定められた簡易判定基準に基づき集計したものであるが、今後の調査においては、例えば、建築物の耐震においては、「国家機関の建築物及びその付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成25年3月29日国土交通省告示第309号)も踏まえて調査するなど、施設の状況等を総合的に勘案して設置可能性のある建築物、敷地(ポテンシャル)の更なる精査をしていく。

## ○設置可能性のある建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030年度以前	B
	建替え予定：2030年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030年度以前	C-
	建物廃止予定：2030年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030年度以前	C-
	解体予定：2030年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20㎡未満	C-
	20㎡以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C-

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能性のある敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20㎡未満	C-
	20㎡以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20㎡以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20㎡以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A

ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+

## 工程表

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・ポテンシャルの精緻化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度の政府実行計画のフォローアップ調査において全建築物・敷地の調査を行い、継続して導入ポテンシャルを精緻化</li> </ul>					
・太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補箇所を検討、詳細な調査を実施等、調査を進める</li> <li>・調査結果を踏まえ、導入箇所・時期を検討し、導入計画を具体化</li> <li>・継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化</li> </ul>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省内外の機関と連携しつつ、PPA方式の導入を検討する。</li> </ul>				
・太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に導入を計画している箇所について、導入を進める</li> </ul>					
・ペロブスカイト太陽電池等新技术への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設置が可能となる屋根や壁面の面積等のポテンシャルの調査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発の進展や市場化の動向を踏まえつつ、導入ポテンシャルを検討、導入計画を策定し、導入を進める。</li> </ul>			